

ID: 70

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	駐車場使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第11条の2第1項		
例 規 番 号	昭和47年条例第26号		
【根拠条文】 (駐車場使用料等の免除) 第11条の2 駐車場の使用料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体が公務を目的として使用するとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。 2 前項の規定は、第10条の4第1項の利用料金(駐車場の利用に係る利用料金に限る。)について準用する。この場合において、前項中「駐車場の使用料」とあるのは「利用料金」と、「その他市長が必要と認めるとき」とあるのは「市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たとき」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第7条 条例第11条の2第1項第2号の市長が必要と認めるときは、次に掲げるときとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。 (2) 芦屋市若しくは教育委員会等が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車を駐車するとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日